

コロンビアの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

コロンビア共和国（スペイン語では「República de Colombia」。英語では「Republic of Colombia」。以下「コロンビア」という）は、南米大陸北西部に位置し、カリブ海と太平洋の両方に面する共和国である。北西はパナマ、東はベネズエラ及びブラジル、南はペルー及びエクアドルに接している。

16世紀初頭から始まるスペインの植民地時代には、コロンビアは「エルドラド」（黄金郷）と呼ばれた。1538年にスペイン人が現在の首都ボゴタを占領し、1717年に「ヌエバ＝グラナダ副王領」となった。1810年にコロンビアは独立を宣言したものの、スペイン軍との戦闘は継続していたが、シモン・ボリーバル率いる独立派等の尽力により、1819年には現在のコロンビア、ベネズエラ、エクアドル、パナマ等を含む「グラン・コロンビア共和国」（大コロンビア共和国）が成立した。その後、ベネズエラ、エクアドル、パナマの相次ぐ独立と、コロンビアにおける長期にわたる政変及び内戦等により、コロンビアは不安定化したが、民政化した1958年以降は、基本的に保守党及び自由党による二大政党制が定着した。近時は、保守党及び自由党以外の新たな政党が有力化している。

コロンビアは、コーヒー豆、バナナ、サトウキビ等の農産品の生産量が多い他、エメラルド、石炭、原油、ニッケル鉱等の鉱物資源も豊富である。また、コロンビアは、世界最大のコカイン生産国であったが、最近では、不法栽培の取締りが強化されたことにより、コカイン生産量は大幅に減少しているといわれている。

約4950万人いるコロンビア国民のうち、メスチソ（先住民と白人の混血）が58%、白人が20%、ムラート（白人と黒人の混血）が約14%、黒人が約4%、サンボ（先住民と黒人の混血）が約3%、先住民が1%という構成となっている。公用語はスペイン語であるが、実際の生活には、先住民の言語も多く使用されている²。このように、コロンビアは、地域、民族、言語、文化等の面で多様性を有するという特徴がある。

コロンビア政府は、従来、コロンビア革命軍（FARC）及び民族解放軍（ELN）等の左翼ゲリラとの和平交渉を続けてきた。2016年9月、サントス大統領率いるコロンビア政府と

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるコロンビアの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019年版』（二宮書店、2019年）445～446頁等を参照した。

FARC は、52 年間にわたる内戦の終結等を定めた最終合意文書に署名した³が、同年 10 月の国民投票により和平合意は僅差で否決された。しかし、同年 11 月、コロンビア政府は、新たな和平合意を FARC との間で締結し、議会の承認を得た（但し、この新たな和平合意案は、国民投票に付されなかった）。その結果、2017 年に FARC の武装解除及び合法政党化が実現した。また、現在は、コロンビア政府と ELN の間でも、一部停戦合意が実現している。

コロンビアは、世界貿易機関（WTO）に加盟しており、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉にも参加している。コロンビアは、メキシコ、チリといった中南米の国だけでなく、米国⁴、カナダ、EU、EFTA、韓国等との間で自由貿易協定（FTA）を締結し（いずれも発効済み）、自由貿易を推進する外交政策を進めている⁵。また、コロンビアは、他の南米諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、コロンビアは、アンデス共同体（CAN）⁶の創設メンバー国であり、また、南米南部共同市場（メルコスール⁷。スペイン語では「MERCOSUR」）の準加盟国でもある。さらに、2012 年には、コロンビア、メキシコ、ペルー及びチリは、中南米の太平洋沿岸国たる加盟国間の経済的統合、域内での物品・サービス・資本・ヒトの移動の自由の達成、アジア太平洋地域との関係強化を目指して、「太平洋同盟」（スペイン語では「Alianza del Pacífico」）を設立した⁸。

コロンビアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。コロンビアは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、コロンビアの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けているほか、フ

³ 2016 年 10 月、サントス大統領は、FARC との停戦合意を成立させたことにつき、ノーベル平和賞の授与が発表された。しかし、コロンビア国内では、FARC が過去長期間にわたり大量殺人や誘拐等を行ってきたにもかかわらず和平合意を決定したサントス大統領に対するノーベル平和賞の授与の是非につき、国論が二分する状況となった。

⁴ コロンビアは、従来から、ほぼ一貫して親米政策を採っており、米国企業のコロンビア進出も盛んである。

⁵ 日本とコロンビアの間では、投資協定が 2015 年に発効している。また、現在、経済連携協定（EPA）の交渉が行われている。

⁶ アンデス共同体の域内では関税が撤廃されてアンデス自由貿易圏が形成され、また、対外的には共通関税（関税同盟）を実施している。アンデス共同体決議による「共通知的財産制度」は、特許及び商標等の知的財産権について方式要件及び実体要件を詳細に規定し、各加盟国の法制度を拘束している。アンデス共同体の現在の加盟国は、コロンビア、ペルー、ボリビア及びエクアドルの 4 か国であり、準加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びチリの 5 か国である。

⁷ メルコスールは、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995 年に発足した。メルコスールの現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア及びベネズエラ（但し、2017 年 8 月、メルコスールは、ベネズエラを無期限の資格停止処分とした）の 6 か国であり、準加盟国は、コロンビア、ペルー、エクアドル、ガイアナ、チリ及びスリナムの 6 か国である。現在、アンデス共同体とメルコスールの自由貿易地域創設に向けた交渉が行われている。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/andes/andina_gaiyo.html

⁸ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/taiheiyo.html>

ランス、ドイツ及びイタリア等の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。成文法主義を採るコロンビアの法制度における法源は、①憲法、②条約、③法律、④行政命令に大きく分けられる⁹。

コロンビアは、1980年代以降、ラテンアメリカ諸国の中で最も安定した経済成長を続けた。現在のコロンビアの経済規模は、日本の大阪府と同程度となったといわれている。日本とコロンビアの相互交流が活発になり、日本企業のコロンビア進出が増加するに伴い、日本企業がコロンビアにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、コロンビアの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、コロンビアの知的財産法制度の概要を紹介することとした¹⁰。

II 知的財産法全般

コロンビアの知的財産法制度は、基本的に、アンデス共同体の決議により形作られている。アンデス共同体の決議には、「共通知的財産制度」（決議第 486 号）¹¹、「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」（決議第 351 号）¹²、「新種植物育成者権の保護に関する共通規定」（決議第 345 号）¹³、「共通遺伝資源アクセスに関する共通制度」（決議第 391 号）¹⁴等がある。アンデス共同体の加盟国においては、アンデス共同体の上記各決議が直接適用されるが、各加盟国では知的財産権に関する各種の法令が制定されている。アンデス共同体の加盟国において特許権や商標権を出願・登録しようとする場合、加盟国ごとに出願・登録を行うことになる¹⁵。

アンデス共同体の「共通知的財産制度」（決議第 486 号）は、特許及び商標等の知的財産権について方式要件及び実体要件を詳細に規定し、各加盟国の法制度を拘束している。その主な体系は、表 1 のとおりである。

表 1：アンデス共同体の「共通知的財産制度」（決議第 486 号）の主な体系¹⁶

⁹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Colombia1.html>

¹⁰ 本稿の執筆にあたっては、主に、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「コロンビア」の「制度ガイド」等を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

¹¹ <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec486e.asp>

¹² <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec351e.asp>

¹³ <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec345e.asp>

¹⁴ <http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec391e.asp>

¹⁵ カラペト・ホベルト著「コロンビアとペルーから見るアンデス共同体知的財産制度」（『知的財産フォーラム Vol.106』（知的財産研究教育財団、2016年）所収）59～66頁。

¹⁶ アンデス共同体の「共通知的財産制度」（決議第 486 号）の英語版は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.sice.oas.org/Trade/Junac/Decisiones/dec486e.asp>

第1編 総則		第1条～第13条
第2編 特許	第1章 特許の要件	第14条～第21条
	第2章 特許権者	第22条～第24条
	第3章 特許の出願	第25条～第37条
	第4章 出願の手続	第38条～第49条
	第5章 特許により付与される権利	第50条～第58条
	第6章 特許権者の義務	第59条～第60条
	第7章 強制ライセンスの制度	第61条～第69条
	第8章 特許付与後の行為	第70条～第74条
	第9章 特許の無効化	第75条～第79条
	第10章 特許の消滅	第80条
第3編 実用新案		第81条～第85条
第4編 半導体集積回路配置	第1章 定義	第86条
	第2章 半導体集積回路配置の保護の要件	第87条
	第3章 所有権者	第88条
	第4章 登録の出願	第89条～第92条
	第5章 出願の手続	第93条～第96条
	第6章 登録により付与される権利	第97条～第105条
	第7章 ライセンスの制度	第106条～第107条
	第8章 登録の無効化	第108条～第112条
第5編 工業意匠	第1章 保護の要件	第113条～第116条
	第2章 登録の手続	第117条～第127条
	第3章 登録により付与される権利	第128条～第133条
第6編 商標	第1章 登録の要件	第134条～第137条
	第2章 登録の手続	第138条～第151条
	第3章 商標により付与される権利及び制限	第152条～第160条
	第4章 商標のライセンス及び譲渡	第161条～第164条
	第5章 登録の取消	第165条～第170条
	第6章 登録の放棄	第171条
	第7章 登録の無効化	第172条～第173条
	第8章 登録の消滅	第174条
第7編 広告スローガン		第175条～第179条

第8編 団体商標		第180条～第184条
第9編 証明商標		第185条～第189条
第10編 トレードネーム		第190条～第199条
第11編 ラベル又はエンブレム		第200条
第12編 地理的表示	第1章 原産地名称	第201条～第220条
	第2章 原産地表示	第221条～第223条
第13編 著名で識別力のある標章		第224条～第236条
第14編 所有権主張行為		第237条
第15編 権利侵害に対する行為	第1章 所有権者の権利	第238条～第244条
	第2章 暫定措置	第245条～第249条
	第3章 国境措置	第250条～第256条
	第4章 刑事措置	第257条
第16編 産業財産権に関する不正競争	第1章 不正競争行為	第258条～第259条
	第2章 営業秘密	第260条～第266条
	第3章 不正競争に対する権利行使	第267条～第269条
最終規定		第270条～第274条
補充規定		第275条～第280条
経過規定		第1条～第3条

コロンビアは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)、特許協力条約 (PCT)、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、商標法条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) 等である。

知的財産権に関連するコロンビアの政府機関のうち最も主要なものである商工監督局 (Superintendencia de Industria y Comercio (SIC))¹⁷は、首都ボゴタに設立され、特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願の審査等の業務を行っている。また、著作権に関し

¹⁷ <http://www.sic.gov.co/>

では、国家著作権局（Dirección Nacional de Derecho de Autor (DNDA)）¹⁸が著作権に関する情報提供・教育・研究等を行っている。

Ⅲ 特許・実用新案

1 概要

前述したとおり、特許・実用新案については、アンデス共同体の「共通知的財産制度」（決議第 486 号）に規定されている。「共通知的財産制度」における規定の大部分は、特許に関するものであるため、本稿では、まず特許について概要を説明し、その後、実用新案の特徴を紹介することとしたい¹⁹。

2 発明

「共通知的財産制度」によると、①発見、科学理論及び数学的方法、②自然生物のゲノム又は生殖細胞を含む、自然界の生物、自然生物学的プロセス、自然界に存在し又は孤立している生物学的物質の全体又は一部、③著作権で保護されている、文学作品、芸術作品、及びその他の作品、④知的活動、遊戯、経済事業活動の計画、規則又は方法、⑤コンピュータ・プログラム又はソフトウェアそのもの、⑥情報のプレゼンテーションの方法は、「発明」には該当しない²⁰。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。但し、出願日又は優先日前 1 年以内に、特許を受ける権利を有する者が、発明を公表した場合等は、新規性を喪失しない。

3 出願

コロンビアは、日本と同様に、先願主義を採用している。

コロンビアに居所又は事業拠点を有しない出願人は、コロンビアの現地代理人を選任しなければならない。

出願手続で使用される言語は、原則として、スペイン語である。

¹⁸ <http://www.derechodeautor.gov.co/>

¹⁹ 本稿の「特許・実用新案」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「コロンビア」の「制度ガイド」6 頁～22 頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

²⁰ 本稿における「共通知的財産制度」（決議第 486 号）の記述にあたっては、下記ウェブページに掲載されている和訳を参照した（以下同じ）。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ketsugi_486.pdf

4 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。

商工監督局が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知発行日から2か月以内に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は拒絶される。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から18か月経過後に公開される。出願人が請求することにより、より早期に公開されることができる。

特許出願については、方式審査のほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われる。

コロンビアでは、審査請求制度が採用されているため、出願人は出願公開日から6か月以内に審査請求を行わなければならない。期限内に審査請求しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされる。

審査官は、出願人に対し、対応する外国出願における審査結果等の写しを提出するよう要求する通知を発することができる。当該通知日から3か月以内に、出願人は、当該写しを審査官に提出しなければならない。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていない等、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知日から60業務日以内に（請求により、さらに30業務日の延長が1回だけ可能）、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答する必要がある。提出された補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。

出願人は、拒絶査定が発行日から5業務日以内に、商工監督局に対し、不服申立てを行うことができる。

なお、日本の特許庁とコロンビアの商工監督局は、2014年9月1日から特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。

5 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許付与査定のお知らせが発行される。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から20年である。特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

「共通知的財産制度」は、特許の強制ライセンス制度について規定を置いている。即ち、特許権付与後3年と特許出願後4年のいずれか長い期間において、特許権者が、アンデス共同体のいずれかの加盟国内（コロンビア国内に限らない）で、特許製品の製造又は特許方法の使用を開始していない場合、第三者は、当該特許の強制ライセンスを請求することがで

きる。

6 実用新案

ここでは、実用新案に特徴的な点について述べたい。

「共通知的財産制度」によると、実用新案とは、「機器、道具、器具、装置若しくはその他の対象物、若しくはそれらの部品の新しい形、形状、又は構成要素の配列であり、それを包含した物の作用、使用、又は製造にとって改良された或いは異なったものをもたらし、又はそれに利便性、利点若しくは以前になかった技術的效果を与えるもの」をいう。美的特徴のみを有する三次元作品、建築作品や対象物、特許の保護から除外された方法や物は、実用新案として保護を受けることはできない。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から 12 か月経過後に公開される。

実用新案権が付与されるためには、特許権の場合と同様、新規性が必要とされている。新規性は、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のいずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。但し、出願日又は優先日前 6 か月以内に、特許を受ける権利を有する者が発明を公表した場合等は、新規性を喪失しない。

実用新案登録の出願人は、当該出願につき、発明特許出願又は工業意匠登録出願への変更申請を行うことができる。

実用新案の場合も、特許の場合と同様、方式審査の後、実体審査が行われる。コロンビアでは、審査請求制度が採用されているため、出願人は出願公開日から 3 か月以内に審査請求を行わなければならない。期限内に審査請求しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされる。

審査の結果、実用新案の要件を全て満たしていると判断された場合、出願人に対し、実用新案登録が付与される。他方、実用新案のいずれかの要件を満たしていないと判断された場合、出願人に対し、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答することができる。提出された補正書・意見書によっても、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発行される。

実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年である。実用新案権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

IV 意匠

1 要件

「共通知的財産制度」によると、工業意匠とは、「製品の本来の目的や使用方法を変更しない、線図の配列、色彩の組み合わせ、二次元又は三次元の外形、線図、輪郭線、形状、構

造又は材料から生じる製品の特殊な外見」をいう²¹。

なお、コロンビアでは、実務上、部分意匠制度が認められている。

2 出願

コロンビアでは、日本と同様に、先願主義を採用している。

コロンビアに居所又は事業拠点を有しない出願人は、コロンビアの現地代理人を選任しなければならない。

3 審査

出願後は、方式要件に合致しているか否か、不登録事由に該当しないか否か、明らかに新規性を欠如していないか否かについて審査される。

不登録事由としては、①意匠の定義を満たしていないこと、②新規性を欠如していること、③コロンビアにおける商業的実施が道徳又は公序良俗を保護するために禁止されていること、④外観が本質的に技術的思考又は技術的機能の実行によって定められており、創作者の関与が不要であること等が挙げられる。

4 登録

意匠登録拒絶査定を不服とする出願人は、商工監督局に対し、再考申請書を提出し、また、不服申立てを行うことができる。

登録要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、意匠登録査定のお知らせが発行される。

意匠権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から10年である。意匠権の存続期間の更新は、認められない。

意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

V 商標

1 商標

「共通知的財産制度」によると、「商標」とは、市場において商品・役務を区分することができる標章で、視覚的に表示可能なものをいう。商標の対象となるものとしては、①言葉、又は言葉の組み合わせ、②画像、肖像、記号、図形、ロゴタイプ、モノグラム、ポートレート、ラベル、紋章及び盾形紋、③音及び匂い、④文字及び数字、⑤輪郭の色、又は色の組み

²¹ 本稿の「意匠」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「コロンビア」の「制度ガイド」23頁～27頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

合わせ、⑥商品の形状、容器又は包装、⑦上記標章又は要素のいずれかの組み合わせが挙げられる²²。立体商標、団体商標及び証明商標のほか、新しい商標（色、味、触覚、音、匂い）も認められている。

2 出願

コロンビアは、先願主義及び一商標多区分制を採用している。

コロンビアは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟しているため、マドプロ出願によりコロンビアでの商標登録を受けることができる。

コロンビアに居所又は事業拠点を有しない出願人は、コロンビアの現地代理人を選任しなければならない。

3 審査

出願後は、まず、方式要件について審査され、次に、不登録事由等についての実体審査が行われる。方式審査を通過した商標登録出願の全件につき実体審査が行われるため、審査請求制度は採用されていない。

出願された商標が方式要件を満たす場合、商標登録出願は公告される。利害関係人は、当該公告日から 30 業務日以内に異議申立てを行うことができる。異議申立てがあった場合、出願人は、異議申立ての通知を受けてから 30 業務日以内に、意見書及び証拠を提出することができる。

実体審査は、絶対的不登録事由（識別性を有しないこと、公序良俗に反すること、一般名称のみからなること等）及び相対的不登録事由（第三者の先行商標と同一又は類似の商標であり同一又は混同を引き起こす商品・役務であること等）について行われる。

出願された商標が不登録事由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から所定期間内に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、最終的に、出願は拒絶されることになる。

拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、不服申立てを行うことができる。

4 登録

商標権は登録日から発生し、その存続期間は登録日から 10 年であり、10 年ごとに何回で

²² 本稿の「商標」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「コロンビア」の「制度ガイド」28 頁～34 頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

も更新が可能である。更新申請は、原則として、期間満了前 6 か月以内に行わなければならない。商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

出願時には、出願人は、当該商標の使用義務を負わない。しかし、登録後、正当な理由なく、アンデス共同体のいずれかの加盟国内（コロンビア国内に限らない）で、登録商標が継続して 3 年以上使用されていない場合、第三者は、当該商標登録の取消しを請求することができる。

商標登録の更新時には、当該商標の満了日前の 5 年以内に当該商標を使用したことの使用宣誓書を提出する必要がある（なお、更新時に使用証拠を提出する必要はない）。使用宣誓書を提出しない場合、商標登録が取り消されることになる。使用宣誓は、区分に関係なく、いずれか一つの商品又は役務についてのもので足りる。

VI 著作権

著作権に関する法制度は、アンデス共同体の「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」（決議第 351 号）及びコロンビアの著作権法等において規定されている。

コロンビアにおいて著作権の保護対象となる著作物は、科学、文学又は芸術というように全ての分野の知的創作物が保護対象とされており、複製される媒体の種類には関わらない。

著作権には、財産的著作権及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権、公表権）が含まれる。また、著作隣接権も認められている。

アンデス共同体の「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」（決議第 351 号）によると、著作権は、著作者の生存期間中及びその者の死亡後 50 年間、法人著作の場合は公表後 50 年間以下の期間、保護されることとされている。しかし、コロンビアの著作権法によると、著作権は、著作者の生存期間中及びその者の死亡後 80 年間保護され、また、法人著作の場合は公表後 30 年間保護される²³。

コロンビアは、ベルヌ条約、万国著作権条約及び WIPO 著作権条約に加盟している。外国の著作物についてコロンビアで著作権の保護を受けるためには、当該著作物が最初に公表された外国の著作権保護要件、又はコロンビアが加盟している条約の著作権保護要件を満たす必要がある。そのような保護要件を満たしていれば、日本を含む加盟国の著作物の著作権はコロンビアでも保護される。但し、「著作権及び著作隣接権に関する共通規定」又はコロンビアの著作権法で定められた著作権保護期間を超えることはできない。

著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

VII 営業秘密

23

<http://www.mondaq.com/x/531024/Copyright/Overview+of+Copyright+and+Neighboring+Rights+in+Colombia>

「共通知的財産制度」によると、「営業秘密」とは、「自然人又は法人が合法的に保持している、生産上、産業上又は商業上の活動において使用され、第三者への伝達が可能で未公開の情報」であって、以下に該当するものをいう。①全体的に、又はその要素の正確な構成及び組み合わせにおいて、当該情報を通常取り扱う業界の者にあまり知られておらず、容易に入手できない秘密であること、②その秘密性に商業上の価値があること、及び③それを秘密にしておくために、正当な権利者側につき、妥当な手段の対象とされることである。

営業秘密侵害行為としては、①契約上又は雇用関係から発生した守秘義務の対象となっている営業秘密を、正当な権利者の許可なしに利用すること、②自己又は第三者の利益を確保するため、又は権利者に不利益を与えるために、権利者の許可なしに、上記営業秘密について伝達又は公開すること、③法令又は適切な商取引慣行に反する手段によって営業秘密を入手すること、④上記手段によって入手した営業秘密を利用、伝達、又は公開すること等が挙げられる。営業秘密の入手が、産業スパイ活動、契約又はその他の義務の不履行、信頼を裏切る行為、背信行為、忠実義務の不履行、又はこれらのいずれかの行為に他者を従事させたことによるものである場合は、「適切な商取引慣行に反する手段によって営業秘密を入手したもの」とみなされる。

技術ライセンス契約等において、そこに含まれる技術秘密を保護するために、守秘義務条項を規定することは認められる。但し、当該条項は自由競争に関する規定に反してはならないものとされている。

VIII エンフォースメント

1 総説

コロンビアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段、行政的手段、刑事的手段及び税関での差止がある。

コロンビアは、知的財産法制度の整備だけでなく、実際のエンフォースメントについても積極的に努力が行われてきているが、なお改善の余地があるのが現状である。

2 民事的手段

知的財産権利者としては、裁判所に民事訴訟を提起することにより、権利侵害行為の差止、侵害により被った損害の賠償等を請求することができる。

コロンビアにおける通常裁判権を行使する司法裁判所としては、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所がある。最高裁判所は、民事事件、労働事件、刑事事件の最終審を管轄する。最高裁判所の裁判官は23名である。その他、行政訴訟を管轄する裁判所として、行政裁判所もある。また、コロンビアには憲法裁判所もある。憲法裁判所は、違憲法令審査権を行使する。憲法裁判所の裁判官は9名である。

コロンビアの民事訴訟では、三審制が採られており、対審構造に基づく裁判手続が行われている。民事訴訟では、陪審制は採用されていない。

コロンビアの裁判所では大量の訴訟事件が滞留しているため、第一審の場合、裁判所の事件受理から判決まで、約 3 年を要するといわれている。コロンビアの従来の民事訴訟手続においては、書面による審理が中心であり、証人尋問等についてのみ口頭弁論が行われるのが通常であったが、2014 年に施行された新しい民事訴訟法の下で、公開の口頭弁論手続を 2 回行うこと、及び法定期限内に判決をしない場合にペナルティを課すことにより、訴訟手続の迅速化及び滞留した大量の訴訟事件の処理を進めることが図られている²⁴。

また、アンデス共同体の決議の解釈が争点となるような法的紛争は、アンデス司法裁判所に訴訟提起することができる。アンデス司法裁判所は、エクアドルのキトにあり、4 名の裁判官により構成される。アンデス司法裁判所には、アンデス共同体の各加盟国の特許庁の審決に対する法的紛争が持ち込まれることが多く、2007 年に当該裁判所が取り扱った訴訟事件のうち、商標関連が 87%、特許関連が 8%であった²⁵。

知的財産権侵害事案においては、暫定措置の制度が認められている。暫定措置は、訴訟提起の前でも、訴訟提起と同時でも、訴訟提起の後でも、申し立てることができる。暫定措置は、被疑侵害者に気付かれないように知的財産権者が準備を進め、突然、当局職員が、被疑侵害行為の場所に行き、被疑侵害行為を暫定的に差し止め、証拠を確保するものである。暫定措置を裁判所に認めてもらうために、知的財産権者は、自己が合法的権利を有していること、差止が遅れて侵害が継続すると自己の利益が損なわれるリスクがあることを立証する必要があり、また、保証金を納付する必要もある。

3 行政的手段

コロンビアでは、2014 年から、商工監督局内の知財専門裁判所に侵害訴訟を提起することが認められるようになった。通常裁判所に提訴するよりも、知財専門裁判所に提訴する方が、①早く判決を得られること、及び②知的財産法に詳しい裁判官による専門的・効率的審理が期待できること等のメリットがある。但し、知財専門裁判所に提訴する場合は、差止請求のみが可能であり、損害賠償請求はできない。損害賠償を請求するためには、あらためて通常裁判所に民事訴訟を提起する必要がある²⁶。

4 刑事的手段

商標権又は著作権を有する権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、警察又は検察庁に対し告訴状及び証拠等を提出することにより、刑事告訴を行うことができる。

²⁴ 齋藤梓著「コロンビアにおける紛争解決手段」(『商事法務ポータル』所収)

²⁵ カラペト・前掲書 60～61 頁。

²⁶ カラペト・前掲書 64 頁。

以上のような刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。しかし、コロンビアの刑事訴訟は、損害の回復の効果が薄いため、推奨されないという意見がある²⁷。

5 税関での差止

商標権者及び著作権者にとっては、税関での差止も有効な手段であるといえる。即ち、商標権又は著作権の侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、商標権者又は著作権者は、税関での差止を申し立てることができる。

コロンビア税関での差止の大まかな流れは、①税関による被疑侵害物品の発見及び権利者への通知、②権利者による現物検査等の対応、③権利者から税関への差止・廃棄の請求、④税関による輸入差止・廃棄処分となる。

IX おわりに

以上、コロンビアの知的財産法制度の概要を紹介したが、コロンビアの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。また、コロンビアの知的財産に関する法令は、スペイン語で記述されており、日本の知的財産法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。

しかし、豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するコロンビアの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、コロンビアの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.14949』（経済産業調査会、2019年、原題は「世界の知的財産法 第27回 コロンビア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁷ カラペト・前掲書 64頁。